紀伊國名所圖會

六之巻上

名草郡

那賀郡

紀伊國名所圖會巻之六目録

観音ち
竈山神社
田福寺
中言神社
中言神社
児の淵
大林寺
武内宿禰誕生井
九頭神社
神宮寺　大師堂
宇佐八幡宮　八王子　天満宮
西田城跡

法給寺　男子母神　五瀬命矢刺ところ　玉ノ図
弓法寺　千躰佛　五社明神
天霧山
赤坂松
母泉
八幡宮　南　櫂の芝
八幡神社
里の井泉
薬王寺　日記水　矢刺社　極楽橋
九頭明神　白川山　鳥井跡　神輿山
妙高ち　祖師堂　三室堂　七面堂　三十番神祠　鐘楼堂　星下りの梅　井泉
神宮寺
来福宮

中言神社　天満宮　八王子
廃萬福ち
津田浦
二ツ井泉
藏橋ち
観福寺　紀高巻
大井ち
ゆり石　千光寺跡
弁財天社
涅槃堂　大師堂　開山行善上人廟
静火神社
宗祇法師舊宅跡
紀高ち　観音堂
坊の浦　舟の芝　艫の芝　扶子の芝
應供寺　観音堂　星宿水
神宮ち　大師堂

閲王

松尾寺　宇賀郎西大明神　祇宮寺　杉尾神社

亀池　邪気郷　上川　大師堂　盃石　亀の川

稲荷寺　大藏寺　法生寺　四天大阿弥陀　子安地藏　影向の木

九品寺　金剛福寺　夢不動堂　飛泉

國主神社　深淵　烏帽子岩　鞍掛岩　假面　諸井堀　大飯の神供

薬師寺　神戸　古社　碑石

薩子塚　椎大明神　惣楽寺　多羅尼女神社

法華寺　王子ヶ峯　観音寺　白岩谷

蓮華八幡宮　子安神　松尾神　春日神　田村神　考れ神　天満宮　出雲神

亀淵池　丹生神社　西山谷川　沖湯谷

藏王寺　箱ヶ　紅ヶ淵　志乃洗の井

宮堀水　神幸　石手

矢筈山普門院玩弄寺　神宮村にあり　奉る十一面観世音

菅相公の作　大師堂　この二十七ヶ所に四国八十八ヶ所とうつし

堂宇の内村は菅原姓神前中勢とも言ふ　奉る十一面観世音

堂宇の内村は菅原姓神前中勢とも言ふ　家あり今も歴然として居宅門

前に車寄もありて弱公の民屋と大に異なる一構なり

養心山法結寺　内村　法華宗　鬼子母神

日応山大正院弓法寺　坂田村　日蓮宗　本尊釋迦佛　脇士千躰佛

上作なり　涅槃堂　請　涅槃会　毎歳二月十五日

大師堂　軒寄

鎮守五社明神　僧樓堂

當山人皇五十一代平城天皇　大日三年　天公乃高識

行基大人の開基にて始め太い一浄土寺と号ス[illegible]坂田
[illegible]一小圓丘あり[illegible]
[illegible]
と称し大ス破壊し治ぐ基既を[illegible]
二年三月尚竹の国司権中納言従三位兼行左兵衛督
菅原朝臣宗神卿豊願[illegible]山野
東西八町 南北十二町 小田 [illegible]
の[illegible]
位下三浦長門守平為秀朝臣又宗方近左衛門尉朝臣
冥福乃ち[illegible]国郡郷貴志荘上村[illegible]
の[illegible]
[illegible]三年尚ち[illegible]
[illegible]

寺法寺

抵南海

秀夏秋冬緑樹。東西南北青山。野溪一帯舟渚。

烟霧孤村鳥還

武親之[illegible]善上人ハ元慶仁和の[illegible]
[illegible]
[illegible]
彼家の[illegible]記[illegible]

竈山神社

官幣 名田村の西南三町余[illegible]○竈の字加麻度と訓[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
○延喜式神名帳曰竈山神社○本國神名帳曰。從四位上竈
山神○延喜諸陵式竈山墓。彦五瀬命。在紀伊国名草郡。北城
東西一町。南北二町。守戸三烟。
○日本書紀神武天皇御巻曰。夏四月丙申朔甲辰。皇師勒兵
歩趣龍田。長髓彦聞之曰。夫天神子等所以來者。必將奪我
國。則盡起屬兵徼之於孔舍衛坂。與之會戦。有流矢中五瀬命
肱脛。皇師不能進戦。五月丙寅。癸酉。軍至茅渟山城水門時
五瀬命矢瘡痛甚。乃撫劒而雄誥之曰。慨哉。大丈夫被傷於虜
手。將不報而死耶。時人因号其處曰雄水門。進到于紀伊國竈
山。而五瀬命薨于軍。因葬竈山云。○古事記中略曰。於是与登美
毘古戦之時。五瀬命於御手負登美毘古之痛矢串。故爾詔。吾
者為日神之御子。向日而戦不良。故負賤奴之痛手。自今者行
廻而背負日以撃。期而自南方幸之時。到血沼海洗其手之
血。故謂血沼海也。從其地廻幸到紀国男之水門而詔。賀賤奴

法寺
若眠洞
西播之合
由良雄
五社明神
大坂
千呂

釈迦堂山
丈六山
大師堂
本堂
鐘堂
厨

之手死焉男建而崩故號其水門謂男水門也陵即在紀国之
竈山也
彦五瀬命と申奉る天津日高日子波限建鸕鷀草葺不合
命の長男みこと御母玉依毘賣命日向なる千穂宮にて産
まれ所なる御弟四男ゆゑ二柱稚沼命と号二を沼毛
沼命弟四を豐御毛沼命
[illegible]
五瀬命ことごとくまつる
[illegible]
五瀬命号を御毛沼命と号千穂宮にて相議しをい
はつよ東に行幸まして
の岡田の宮阿岐國の多祢浦宮へ移
遷されまして東にすゆもたまつよ速吸門よりわたく楊
根津日子なる
みわて皇師を望み
[illegible]
舟楫とそろへ五瀬命

挙て天下に平げたまはんと浪速の渚に進ませたま
へり河内國白肩津よりまつりまつれたれ四登
美山の長髓彦ともに拒ませりくに雷所の兵を起して
孔舍衛坂に撃ん〻ひ〻ぐ皇船の楫を折く
下立ひ与よ五つを持ちくたりまひ
地と楯津よりまつりまつれ此
手に射ま也たまふ悩まもたまひ
いくし日神の御子たまひ命の詔ま
いへよ先を姉奴ろあよ痛手負ひ
負ひ成ん〻
たまふ血沼海よりまつりまつれ
海ん国泉郡の海を渡て
ひ〻ぐ逆よ紀の國男之小門にいたりまもせ
痛海を

竈山神社
鎮火神社
天霧山
立瀬命祠
水門來吊白雲
隆傳道當年駐
六師龍屑蹈舟
威自壯鶴飯率
表事堪示東征
將畧留文史南
土頻繫奉典祠
請見雄心灵未
散奔潮戸激擾
寒陂
川合孝衡

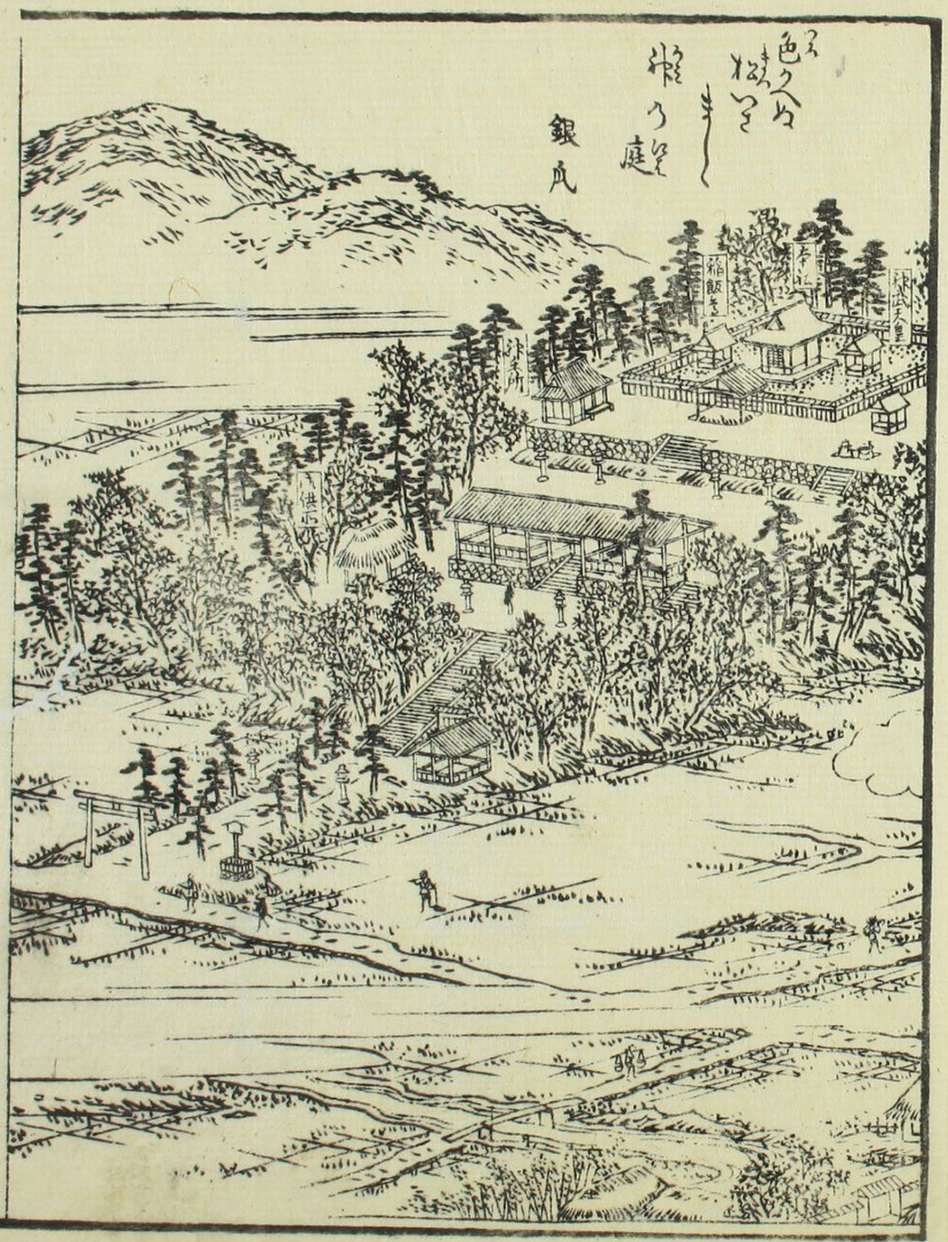
色々
銀瓜

九郎義経
矢疵を
負り
圖

ふるひしうたんやうセるいい慨哉吾大丈夫たるべき妙奴の手たゆ
ゆゆく詔く男詔と詔びたまひしかの峯ごうまうぬよまみ
ようて其山門に男ろうつくへ　　額田王
　　佐陵式に養〻〻
　　男門の後
　　ろうん金の
　　ろうん
一市代ふたりセーれざるが少へちうう　山地とうるんあうざるべしちうんた
あるうんた丸ふ〻〻〻大ちうる塚の樹立すぐ〻ぬうるあう古先武い
そうその所ちうるうう　竈山ようるうるうるう

ときおのら書紀乃一書に伊弉冊尊生火産霊時焦而
神退矣其因神退る時をかのら生水神罔象女及土神埴山
姫又生天吉葛旨とゝ
[illegible]比佐古唐 古事記に天之久比奢母智神国之久比奢母
智神おのしゝ久比奢母智ゝ汲瓢持ゝつるゝ
ゝ小瓶汲の器ゝゝ後世柄杓ゝつるもヒサゴの転なるちうべ
是又縁必あさもあるべきことゝ川菜古今集にもかはるべき
ゝつるのゝゝ小をゝゝ合物おゝく樹木の苗ゝゝ
ゝ色ゝゝゝ[illegible]ゝ
ゝく池沼ゝに青苔の色ゝ似ゝく綿帽子のごゝくゝるもの
ゝゝちうまゝ和名抄ゝ小苔和名加波名ゝいうさゝ
今門苔ゝゝるのゝ[illegible]翁山經訓の考あるゝく誤字多きゝ
又小神乃び地山姫小神乃

物ゝあるも粉ゝゝゝ闇ゝまびるゝ後ゝ洗ゝゝめちゝんゝも
ゝゝ是成りゝく男ゝゝ小神ゝゝる下ゝ小葉かゝあるべゝとゝ女
を脱ゝゝく小葉の三ゝゝと川菜ゝあゝゝゝゝゝ後ゝ亟ゝゝ
洗ゝるゝゝゝゝゝ

[illegible]生ずるに沙立ちまちまちまと[illegible]肉ふ[illegible]
[illegible]帝[illegible]脚よろて建[illegible]る[illegible]慶の[illegible]鎮塔元應二年二月
廿八日大法會[illegible]の[illegible]養塔[illegible]在り

中言神社

本社　大法宮　一の[illegible]衣　東三町
紀曰大巳貴命六世孫豊御氣主命以紀伊國名草比賣神書事
一男又曰天の香語山命五世孫建斗米命以紀國造智名曽妹
中名草姫　為妻云

中言の神社と建るいはれ往代より幸と共余村里に中
言神明と祠と称[illegible]まう注[illegible]封境
も廣[illegible]て往頃も子若あり[illegible]應に
の一丸よ荒屋[illegible]氏荘内の産子集令[illegible]造建[illegible]
もく[illegible]堂[illegible]又[illegible]十三年の冠火[illegible]羅[illegible]亡滅し
今いにしへの十[illegible]よ[illegible]元亀年間の編[illegible]

寄附帖を捧の儀式は古の古記あり其内笠掛射手の式く
つゝ天治平中　禁庭れわゝく笠掛を追物流儒こと
まとこゝ也ゝ其始の下野国左宸野原の古狐とらゝ
らゝ安房国の住人こ浦介義純上総国住人上総介廣
常両人と　相模国住人岩崎三郎らゝ是流沸奥紀あらゝ
ゝ

宗祇法師関居舊跡　日村西のほとにあり宗祇の在田郡の産にて
在田郡の産下れりたるゝ所南先生の住処なり

宗祇法師傳

宗祇法師姓飯尾氏。紀州在田郡人也。少為律僧。好和歌。聞心敬之名。適洛陽。與俱經營斯道。師事東野州。受古今和歌集。以連歌著焉。連歌之來尚矣。獨及祇大興。海内風靡而崇尚。推為宗匠　天子始賜花下踏蓋意取其富於風雅。雖後有聞者。皆裂祇以岐已。平生好寄旅萍浮四方。無定居。嘗上廬山結一室。蹠種玉菴。突不黔。而去。登鬲為友。東登金華之巔。西窮紫塞。北踏越山之雪。足蹟徧天下之名山。文亀二年自信州之山東渉入間川留滞鎌倉。還向駿河。七月晦死於亟。山之逆旅。其墓蓋在駿之桃園云。壽八十二歳。病革。猶尚與其徒賦連歌。若言若絶。不知魂氣之有所之矣。余聞祇愛聞香。美鬚髯。口不為髯之美。其能蓄香氣而宿矣。嘗山行遇賊。不遺一絲。祇不顧而行。悵然賦和歌曰。為我爾拂子取者免世加之塵。憂世遠損果。蠻賊感悟悔謝。盡還所奪。且送出山中。備佗盗。卒得無害。是足以槩見其平生也。夫寄旅者非所安焉。彼何所循。而樂不去耶。汲汲世俗之償與。脊不已者。豈能知祇之心哉。祇真肥遯之士。連歌其士其焉已

自然斧鉞合集一千五百九十好事内ハく結位興して四季おくれ泳也と其百ケ人と出ル

文亀二年八十二歳三月一日の後の夢ハ

年やとくあるのいろの今紙の住ゝ

あるのたゝ

服ゝ

相列

宗祇法師

山たゝ

信州

あしれあし

上野国

うますし

ゝ

服

服

秋田

服

服

服

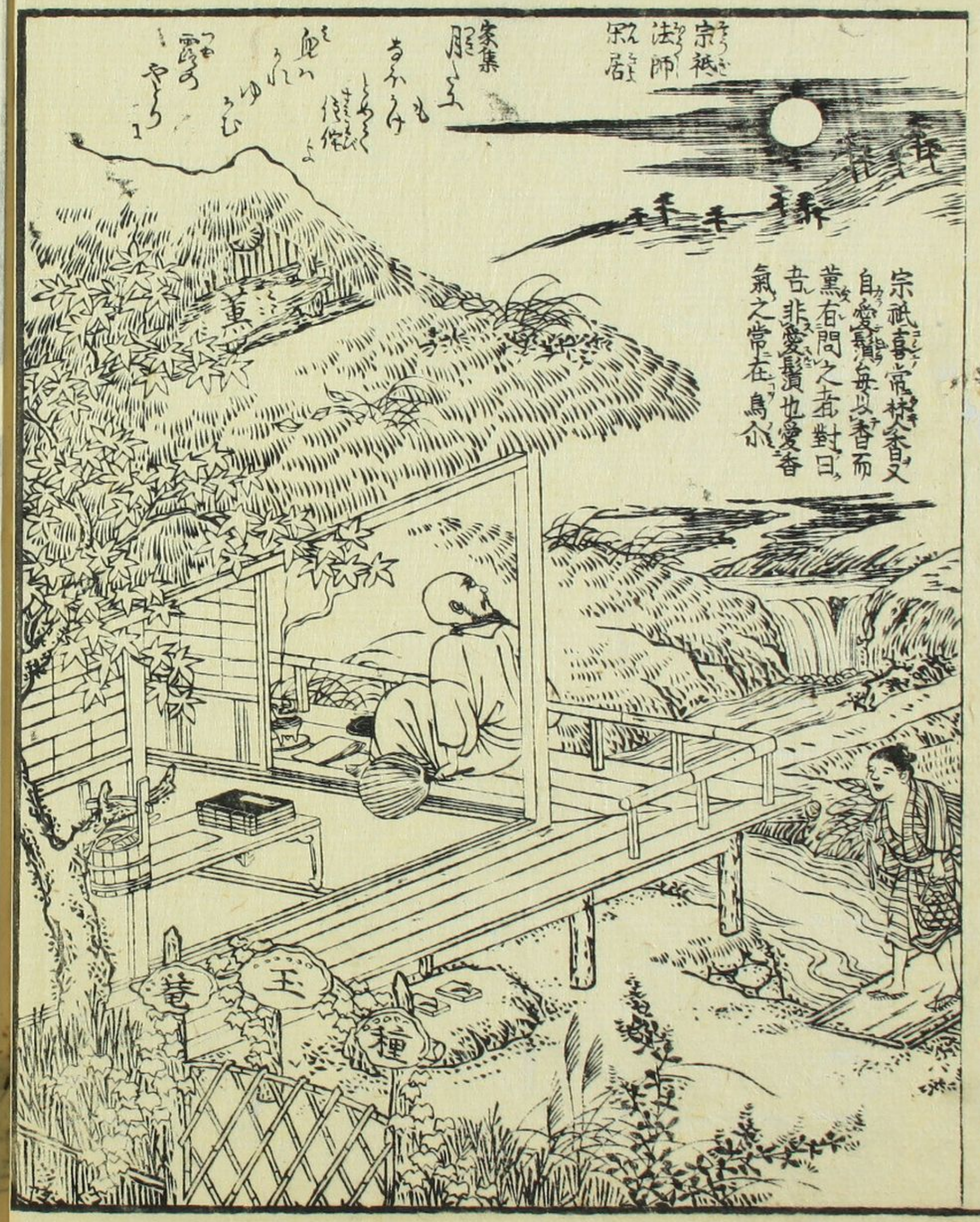

なかち国にくだらせ給ひし
かの永き山ちたかけさ
富士のくらい山
なかの中のくれみ
処立
なかの
かまやうゆ
楊ゆ
国に
千とせ
侍中の国
みけ
池
そのほとりにくしつくるみ

中言神社 生方村上吉の孝全の井泉 鎌倉時代の人湯を汲の日出丸の人湯を汲

兩部山観音寺 日村よあり 孝子 紀元二千五百年の作に立像長三尺

雪を祝世言 ちんいひ侍よくこい住ゆ孝を作

勅使 [illegible]

[illegible]

観音堂　近々三十三ヵ所巡礼の第十二番の札所なり

中言神社　名日村山の麓にあり村の生土神なり　九月九日の例祭に生原村より勅使下る

津田浦　日村の南にあり海浜

八王子神社　仁井迫村にあり例田乃名の生土神にして

坂ノ浦　日村　兒の湖田　日村　二ツ井　日村の

八幡宮　安原荘相坂村山の麓にあり　紀神三座　應仁天皇　神功皇后　武内宿弥

當社八幡宮市須座本紀曰氣長足姫尊　神功皇后乃御事　從新羅三韓の内新羅国より皇后既に三韓を征し還之十二月辛丑生皇子筑紫に

蚊田新名於蚊田別皇子　の御事　明年二月皇后領群卿及百寮後宇宮門　長門の国より豊浦宮従海路向京　忍熊王引軍返屯

於仁吉時皇后聞忍熊王起師以待之令武内宿弥懐皇子横出南海泊于紀水門則遷幸于江南御興行宮居之隨情

出遊之興離宮阿備柏原西岡に
桜ゝん当社八幡宮ハ日本最初の御田跡なり當時皇后の歌
首紀水門に泊なまし後日なるを遷幸もゝくゝも皇ふと止
ゝ恋をゝゝゝゝゝゝ明るゝ岩原御ゝり紀水門ゝゝ今のゝゝゝん
あゝに蓋世地住芳ハ入江ちゝゝゝ御着岸あゝセ
ゝひゝゝゝゝゝゝ

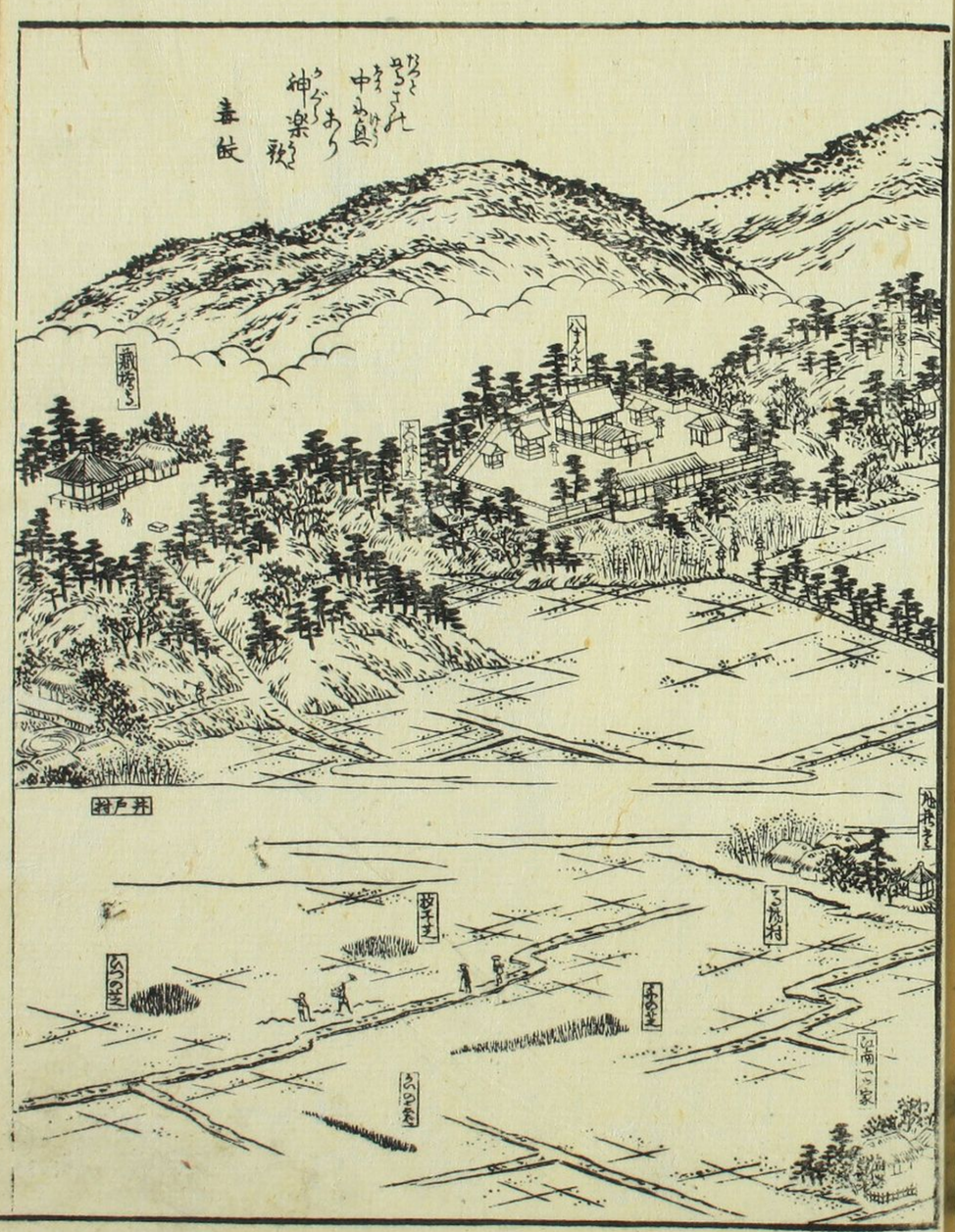
中ゑ真
神楽歌
毒飯
八幡宮
大林寺
井戸村
南二ツ家

其二
願成寺
時雨堂
大林寺
八幡宮
江南郡
阿船堂
艫の丸
摧の丸
載花寺
往生寺
村上
高山高攻墓

最上の石ぶつ〜又沖鎮座本記にも出たる沖の宮の社号
よし記ぶかくぐうぐひるたのを少餘那賀那に志
賀村あり小竹宮の地ちうとくつまと伊都郡より天の花の舞
あるまと日ちる那に園村八幡宮あり名子浦より安乃送
跡ちうくいふ小竹の社ぐ墓の社もあうとうくちうと後人ちまとを
かんぐくい幸甚ちうん
例祭八月十五日ちう神輿本宮より江南下の宮瓜沖後所
〜〜〜渡沖あり其歳ちうたる粉しい地よちうぐ〜〜〜巍〜
滝〜〜〜

長谷寺八寸仏長谷観音西国三十三所観音霊場の十五番目記に詳なり
まろうどの詩仏によりて世の愛こゝろ多し
当寺人王八十二代後花園帝の御宇文治元年春夜原廣
西なるもの安徳帝御宇建久元年創立る西方古しへい
法華嶺こたうしを中古畠山が乱に大伝寺中の僧全
かゝく頽廃ふれすたり其後僧の草庵に成る岩と安置
と里老こゝ伝説こゝつたへと再営こゝ安置
里の井泉　此村にあり〇〇〇当村小字自由〇〇〇

大神欲令大臣の事と宣給ふ然阿多とよる也なまし書紀神功
巻の歌にも然よめり（内ちの名は名臣の異名なるまと味師内宿
禰の孫の侍臣の後裔なる）扨世ふる名称武内と云ふ後世
竹内と云ふ地名のあるよう混じるなり多祁宇智と訓ず
宇は多りまと古へ皇子称〻大兄〻近臣と称て
此兄と宿禰とは別也兄の義にて近臣とたとえ
歌にもよびあつる名なると後清御原浄御原世ふいうてハ姓
を定め第一位真人第二を朝臣第三位宿禰〻〻たまひ
より後人の加姓禰と続紀慶雲四年の詔
に建内宿禰命とも又古事記志かく宮殿を名大臣
とえたるは大臣てハ名のたゞあるの系譜書紀景行御
巻に三年春二月庚寅卜幸于紀伊國将祭祀群神祇
而不吉乃車駕止之遣屋主忍男武雄心命（一云武猪心）令祭

爰屋主忍男武雄心命詣之居于阿備柏原而祭神祇。
仍住九年。則奉紀直遠祖菟道彦之女影媛生武内宿
禰〻あり紀に古事記のはなはだ異なれども性〻他書に
よりて考へるに書紀に〻孝元天皇の曾孫彦
太忍信命の孫なりまと味師内宿禰と古事記に此
大臣の兄〻とたしかに書紀應神天皇の御巻に武内宿
禰に来異母兄弟なりまと其母のことに異なれとも
て次序とあるこもあるべきもいかにも宜なと書紀
考へ〻べし年紀○書紀成務御巻に初天皇與
武内宿禰同日生とあるべけれども景行巻に三年に父命紀
国より九年にうまれるうち生さるて〻あしかは大臣い景行の
御世の四年より十二年までの間に〻生まとたまいもん
成務天皇〻日日に生まとたまいもん（仁徳天皇〻叶大臣のよの
本兎宿禰〻日日よりもまれたまひ混ぜ〻ちるべし）扨古事記

武内宿禰誕生井

東方朔が
三千歳の
歳の豆
李徑

南紀
和春

武内宿禰誕生所

武内公

錫帝者老眉壽三百駿帝命四方率服葬人不朝帝怒於赫禰公佐焉海表重譯洋洋聲聞在茲無數

縣周南

仁志賀宮景行天皇の殿をたづめて歩く武内大臣しるおつて訶
志比宮仲哀天皇軽嶋宮應神天皇を歴く敦賀津宮仁徳天皇の殿をたづ
ね書紀に景行天皇の廿五年たづめくりて是年遣
武内宿禰令察北陸及東方諸國之地形且百姓の消息をう
かがひ五十一年に為棟梁之臣として成務天皇二年に為大臣
となる其後仁徳天皇の五十年まで生たりしかども
計るに大臣の壽六百三百歳内外也水徒こへいそく内宴のたのそいめをうる成務天皇のいまをうかがうものも徒らんに

景行天皇四年の生しるく仁徳天皇五十年まで二百八十九年たりしかば
年を経たりしかども其世に賢く亡人なりしすぐれ侍世の書に見る山大臣のこと
なるべし侍るべきなり其世に賢く亡人なりしすぐれ侍世の書に見る山大臣のこと
七十八年庚寅大臣武内宿禰薨年未詳一説曰景行天皇九年己亥生紀朝臣氏久
云武内大臣者六代帝為大臣也遂不知其死處一説云代平東夷還時称身若由
入於甲斐國也不知其死處也一書云入於美濃国不破山一書云還來大和国葛下郡

薨室破賀墓是也くくつ又水鏡に仁徳五十五年薨年二百八十とそ公卿補任
に景行九年己卯生仁徳七十八年庚寅薨年三百十二とそ愚管抄に三百八十
とも云つ又武内傳くいつるすめれ国略記に日難波宮治天下五十五年
考三月大臣武内宿禰卒年三百六十歳葬于倍山麓者神社也曰倍神社是武内宿禰之霊也考武内宿禰平
国略記国法美称宮倍山之後不知所在倍神社名式に国略国法美称宮倍神社名神大
東夷還入倍山麓国三井郡高良玉垂命神社名神大
民部省図帳残編くあるに高良玉垂命也天平年祀武内宿禰荒
木田神社津彦為相撲とあるこれ又この序に載れ侍謝在光が五雑組に武内
年三百七歳とつくることを載くつかまつれる従くこれ侍しくるとも
侍くのうんぐくはまり

諏訪神社 生土神社記にあり 八月十三日

紀神 建御名方命八坂刀賣命にして保安二丑年にたてまつりしかども紀侍也

松尾大成宮 日村にあり一村の氏神

竹内の松 こずえより枝ながれ出て竹のごとくなる故竹内の松と云

西山流大林寺 法大師の御作にてそ一尺二寸

村業浸つくるものの他所にてこれをうえ成成の故

次良左石塔 日西のはしにあり

八尾の御寺 寺の大門の額に彫刻をそい侍所とそ

の年号の虹梁に文亡の字を紀まきるとそ

幸ある地蔵尊 江州大原の御作

養老山護國院観福寺

観音堂

あらたなる三十三所観音霊場の第十三番目観音堂にして
あり老年中の安置なりしてこの堂は
[illegible]

薬勝寺村

村のまんなかに[illegible]

堂は[illegible]

[illegible]

[illegible]

此三ケ所の井泉ハ天長五年天下大ヶ旱魃しかるに弘法大師雨乞のゝ為
一七日ひるゝの中ゆゑ七日に日月星を表しゝいのりゝ給へ大慈悲
あらゝ有難ゝ民ゝ
仰て寒暑昼夜を忘し
鎮守府　矢紡天女を　極楽橋　年老のちゝあるて
石ゝ〳〵ゝ

晩秋過紀伊州薬王寺有感　紀齊名

紀伊州名草郡有一道場曰薬王寺幻菩薩苫所建立
也聖跡雖舊風物惟新前有日月星之水後有黄纈纈之
林有草堂有苫屋有経藏有鐘楼有法園有薬圃有眉
颯爾余是羈旅之卒午之走初尋寺次逢僧庭前俳
徊燈下談話耳目所感聊記斯文云爾

日本霊異記曰
聖武天皇の御宇に紀伊国名草郡桜村の物部麻呂塩着と
云者薬王寺の樂料米を借りゝ酒とたゝて喜る麻呂
卒しゝ後二ツの牡犢きたりゝ薬王寺にいりゝ塔の下に
伏寺の者怪しゝ追出せども又来りて伏して去らいゝ

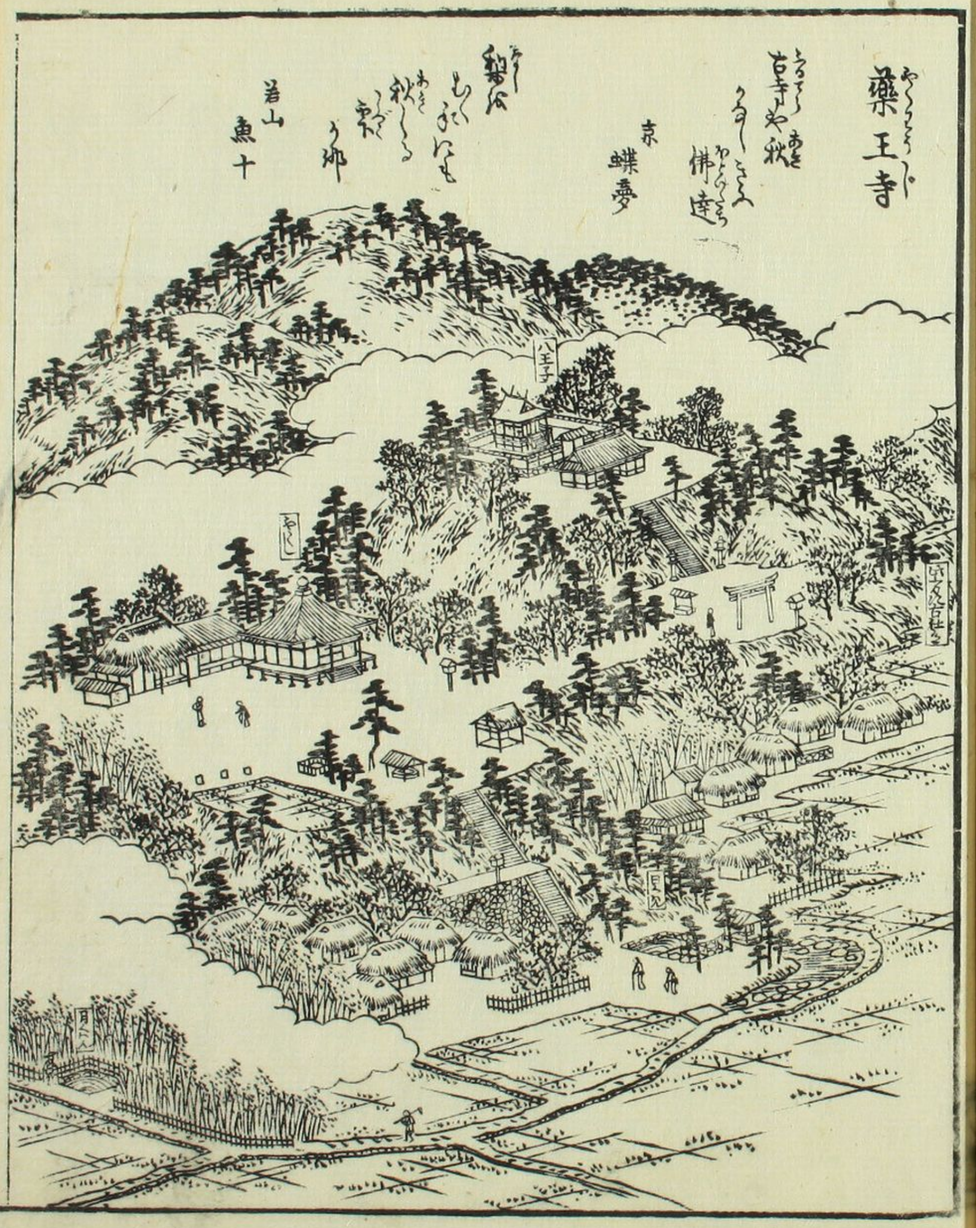

者の牛ぞと方々に尋ねるに終に見つけ出だす寺に飼ふ
ほどなく五年を経て茶王寺の呂那岡田村（今海部郡美濃）の石
人の家に牡牛あり日毎に乳を搾りて石人に与へ石人
彼牛腸を屈して涙を流し接村（今伊井村の誤か）の物部
麻呂なる茶王寺の樂料の米二斛を以て酒を造りて
なる其米を送りて少々牛を買ひて酒の價とせ
ることあり八ケ年を間寺に来りて既に五年を経て今
三年の役あり去るとき人に乳を搾らしめて牛を
若し痛むに牛は檀越の家に帰れり此ことを以ず
まのあたりに石人を責めて牛を求めしかば
樣大娘に乞ひて虚空をとりて石人を責めるに
大娘は酒屋の妻にして物部麻呂が妹なり石人大娘が
いふ通りの牛を求めて遂に牛を返して寺僧

檀越の因縁を聞きて感涙を流して経を供養する共
に八年を経て彼牛は國に帰りぬ再び人に乳を搾
る當山は僧山紀寺と号す
武天皇の御願寺なり
今の世に亦の霊験あり
流星霜四百年の間
古色蒼然たり
春来れば
九頭明神社　牛頭村にあり一村の生土神なり九月十八日
湯殿山大井寺　旧所にあり僧侶
説教堂　田村にあり一村の
九頭神社　生土神なり九月九日
紀神盤桃別命
牛頭十一面観世音　西国三十三所観音の第
白河山　仲井奥山
名石四郎
亀年間梅れる
紀神盤桃別命

慶千光寺
四ッ石

秋の夜
誰ゝ知る
石地蔵
越後
蘭舟

登瀬や
日暮
石地蔵
名倉
琴三

國栖山祝眼院神宮寺　同所にあり　本尊不動明王　立像弘法大師作

大師堂　同所にあり　内に像法大師の像を安置す　毎年四月八日を祭日とす　堂の内十一面観音

三上院千光寺跡　同村にあり　天人皇七十六代　醍醐帝の時伯父

湛慶上人初住寺　千光寺

三上御左宮公文　兼　勾当　太所可早　為千光寺従

位殿御祈願之事

右彼寺、恒例仏事已下、為当御祈願所、中絶之仏

御公宮太宮、永永不可遠失之状如下

元暦二年七月十二日　左近衛府生秦判

南照山妙臺寺　同村にあり　妙法蓮華経　毎歳二月十二日　餓鬼の

祖師堂　高祖日蓮大菩薩の尊像　十二月十三日　虫供　九月十二日　為供養

十三日廿八日　ムケガハの像と安置　大菩薩の像

霊感寺　特に　開帳　横須賀市西親戚　横須賀

国主大月神社
鳥井跡
白須香
不動
三番神

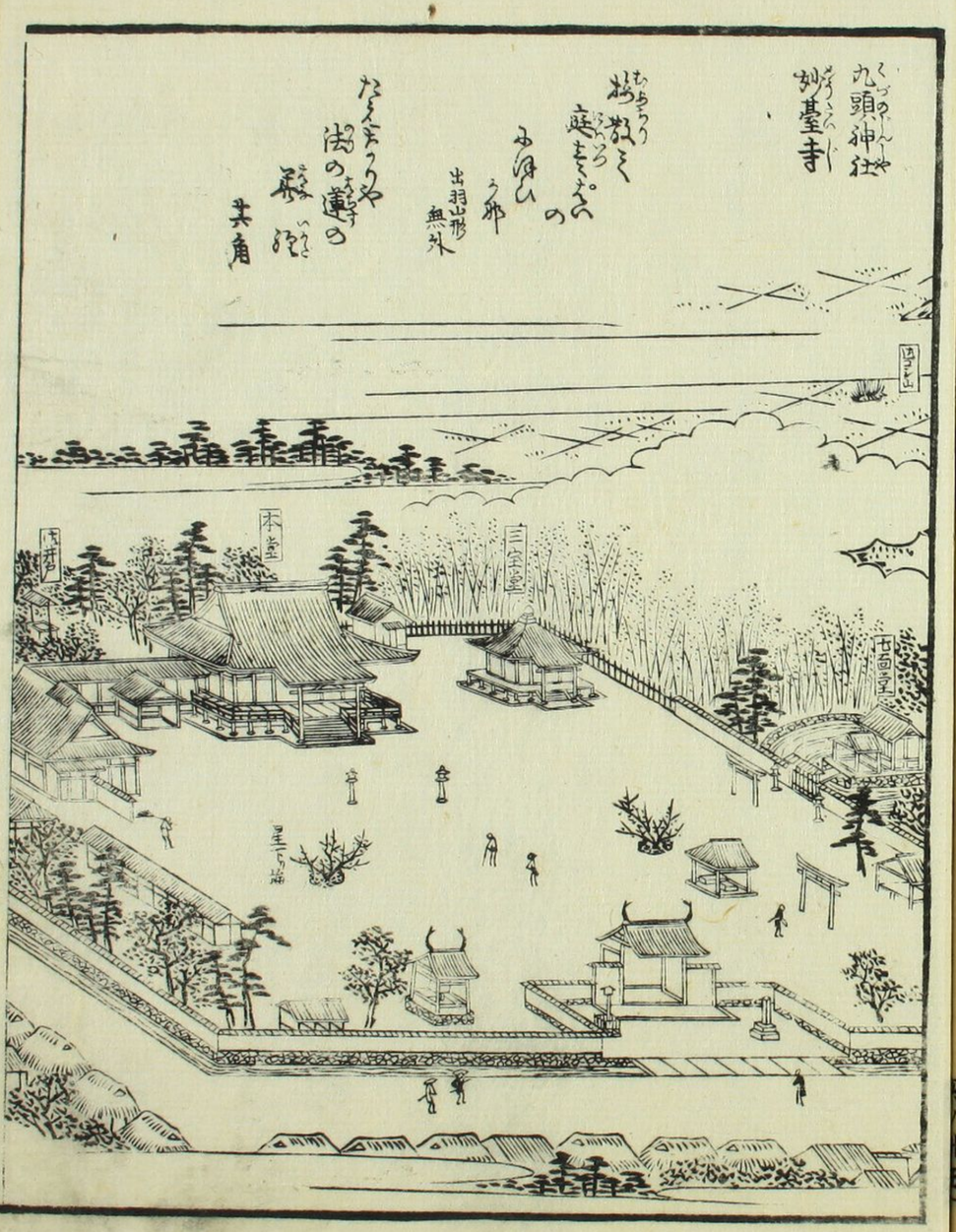
九頭神社
別墓寺
出羽山形
無外
丑角
本堂
三尊堂
古面堂
星宮跡

三寶堂 本堂の傍にあり 七面宮 日天南に 三十番神社 隣る 手洗舍
鐘樓宮 星下りの梅 本社の宮にあり 井泉

書俗のまゝ仏あり法代傳白ひしまくまきくまくまくま

ことに奇特のものふるまひよりもたかの行願にやとう
ぼうもの法師なるが源二位の聽に達せられて大倉
卿の御所にめしいだされ経をかたりたまひけるに孝貞法
師ようとほだしたるものがら脇ふかくさこへあけしうへいあらを
あるものもくるまに代らしめたびらるべく法師はいかに
源二位殿もこの仁徳の大名小名共感賞しあへる
袖をぞしぼりかねる世もうらやましく通貞には脇より罪科きはまりて
死刑に所せらるべきにてありけるが貞祐の至孝のふるまひに
ようようにて法師を飛と宥められ通貞をもゆるされ死刑より助りう
きがいなくいとおんしうちして行くうきをうきをし偏に
大乗妙典の利益なりうとくこそきうしてはよめふ讃誦
おこたらずとなく行ぎ四の信者ことにたりけるし

却も妙体にて通貞法華の功かをもて後益とうもうるはし
ほうきく流布のなかふ仏恩のあるこるこ肝膽に銘じてあう
がうしうらび金牧かを物ぐく勤行さしたこるゆちりはめふ
建保二年十二月十三日経巻と手にし梵文をうし安穏と
ちく寿命をにうして端ふ貞昭はくぐわりゆうよとして
新の志に倣ふるくくしらつうるうしうくも顔
くに法者のこるくふ通達しいなる追し冥福をもう行
だやく勤ふ志をとうくしめ出ぐ師と称ふるふ其ことを行
日朗上人法華法華に答たれたるは国しうべ行ふ文永
二年法華にぐう上人に得しいふ文が宿志のるもつげ思
こぐりしに性教ふはるるくはふ法華に研究ひんことを願ふ
上人其志の厚に先ぐ思てこれゆうしうふ法華と日長
ぞなまいるかうとうるかうたるに上人ふ随従しに果しく

法華の蘊奥を悟り悔り成就なセしうびこれ於く再び
当山の[illegible]寺[illegible]仏像[illegible]生[illegible]
ちこを号しこう[illegible]星霜[illegible]
びしぐ[illegible]二年の春大[illegible]
四[illegible]
高[illegible]の[illegible]
今[illegible]
京師妙[illegible]寺九世日延上人[illegible]
大[illegible]
付室紺紙金泥法華経[illegible]
祖師[illegible]一幅　長柄傘[illegible]
[illegible]

宇佐八幡宮　岡田村にあり[illegible]
入船山と世量寿院神宮寺　[illegible]
大師堂　[illegible]
念徴山専應寺　[illegible]
[illegible]堂　[illegible]
岡田城墟　[illegible]
且来八幡社　[illegible]
[illegible]
[illegible]

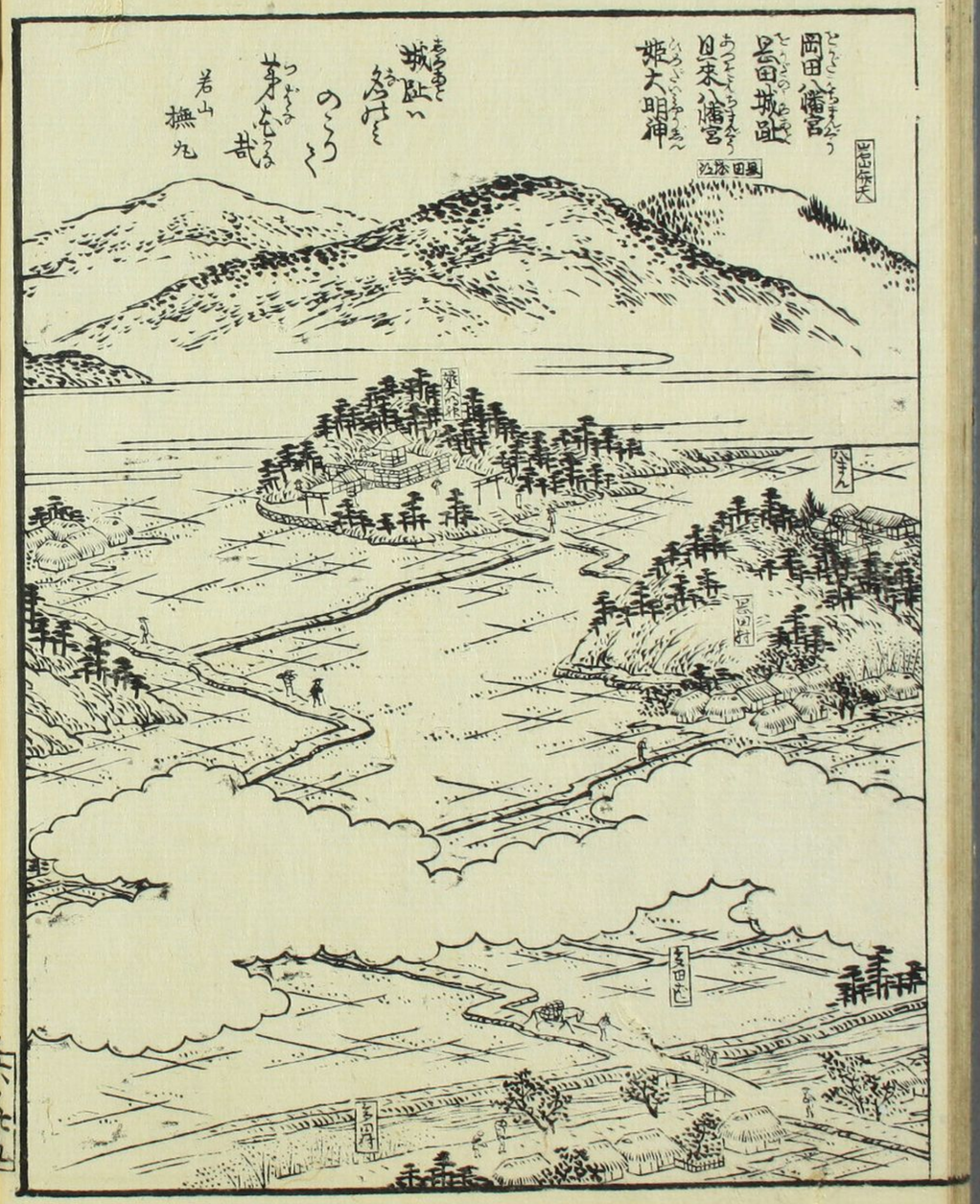
岡田八幡宮
岩田城趾
旦來八幡宮
姫大明神
城趾い
のこる
茅花哉
若山撫丸
岩田村
岩田村
岩田村
岩田村

月光映露
三秋清氣凝爲
露十五夜中烏
鵲枝月影映時
渾似玉玲瓏萬
顆拂簾垂
縣周南
しらぬ
世や
久しくの
秋の月
宗祇
別所
旦來

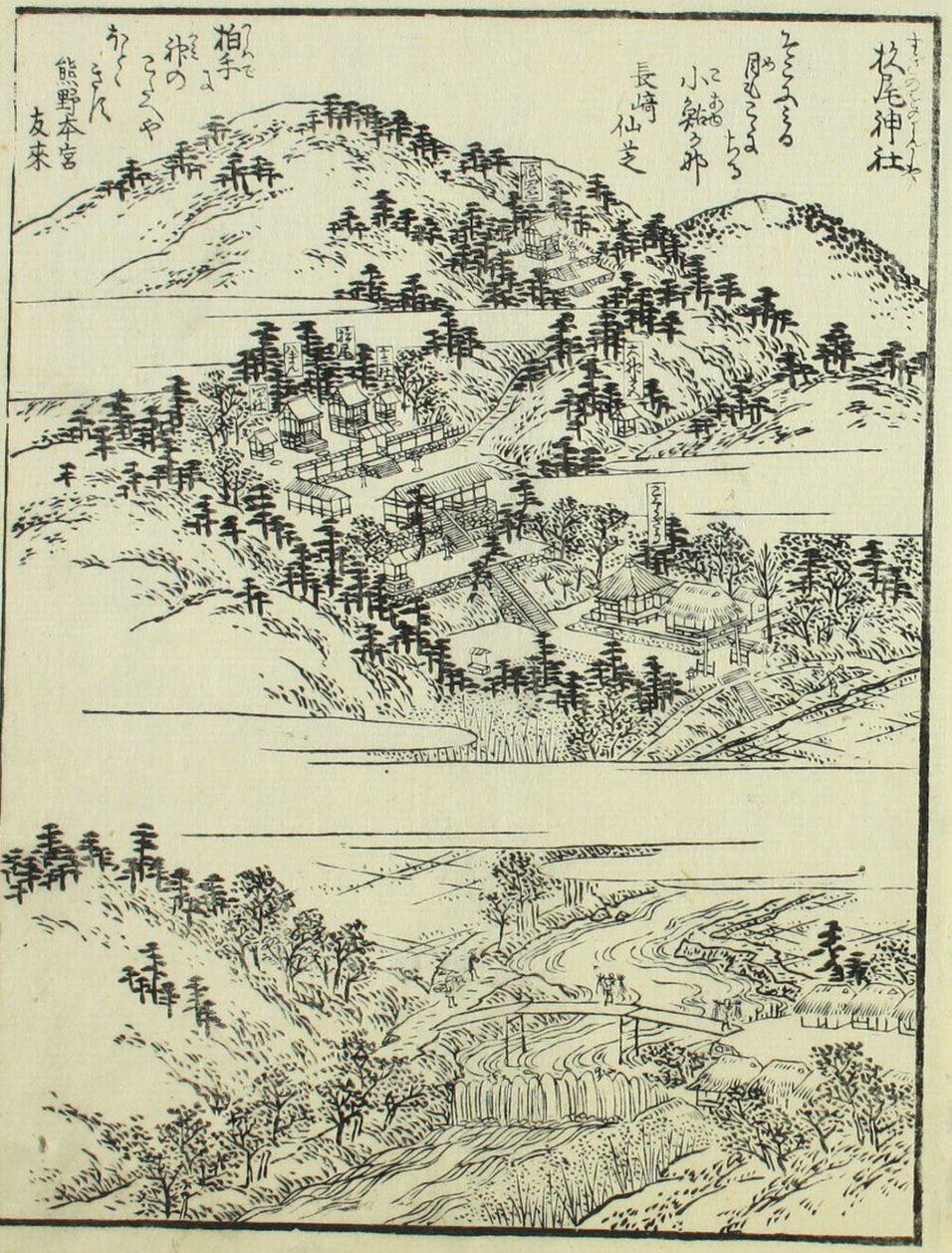

神系の紛失とくゝ載ふ所のさうちをも
想像よたらあまべワゝふ今文をたに出らう

畠山三郎尾張守義深寄附帖曰紛失且來八幡宮色々神物等事
右紛失帖之子細者去正平八年二月六日於當莊合戰之時傳法院之堂
衆等一揆内八人舎入社壇搜取色々物御劔一振御弓一張御矢一腰御筆法華
經一部往古置文一卷物忌量鍍紙一帖綸旨一通錦小路殿御裂書一通細河殿寄
進帖一通小俱殿寄附帖一通石堂殿寄進帖一通當莊本家領家之寄進狀三通
神主私文書等數通皆悉搜取者也同九日彼八人衆打入山口河邊致種々乱妨
濃行向武家杉原彦四郎日被誅伐被懸其首於且來山峯畢誠當社御
敷地山野並神田貳町陸段者更以不向馬鼻若背此旨輕神慮於社領違
乱之輩者併相招當社八幡宮御神罰者歟仍為後證紛失狀如件

正平九年六月一日　　尾張守判

影向山地藏院神宮寺　旧西村小の山にまする　大師堂　寺号不動明王　新作像長一尺五寸
霊嶽山観音院松尾寺　旧西国三十三所観音寺　寺号観世音

[illegible]

宇賀郡西大明神社　生玉神社田村にあり　[illegible]月十九日　[illegible]義　本尊不動明王

如意山宝勝院神宮寺　[illegible]根山にあり　西国にく四国八十八ヶ所と移り[illegible]の第五十[illegible]人[illegible]

大師堂

杉尾神社　杉尾神社[illegible]九月二日南北神社[illegible]

株れるにあり其後[illegible]日二品仁助親王[illegible]

亀井中八幡宮の神[illegible]

威徳山薬受院神宮寺　山頂[illegible]岩宝光寺末　本尊阿弥陀佛　座像長二尺五寸　僧正行基作

大師堂

亀池　[illegible]

那賀郡

[illegible]

[illegible]

[illegible]

法然寺
景向の松
九品寺
別院
後ケ峯
浄土本朝高
祖傳曰天師
為得大勢至
應化其謹非
南紀雲城
二州京夢
九品寺

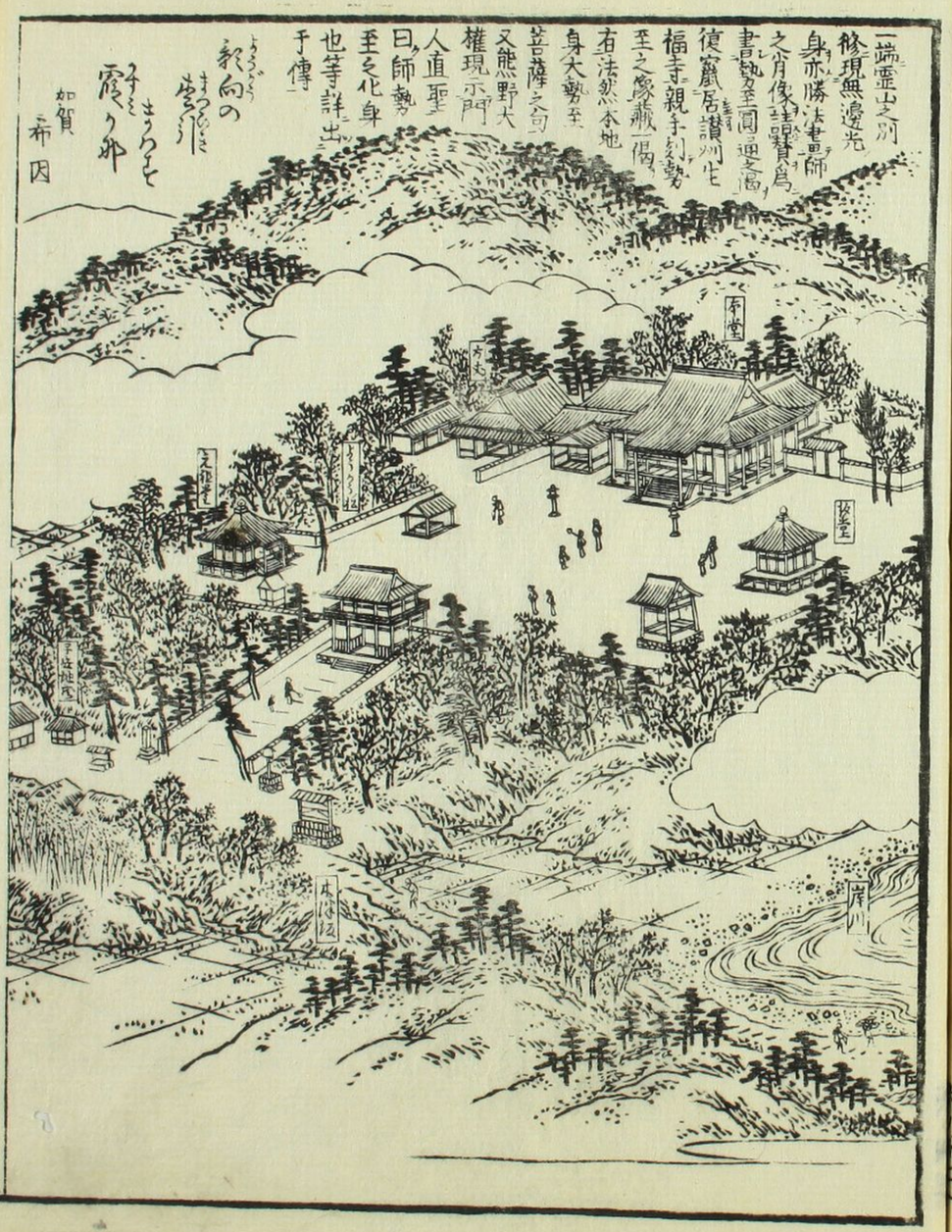
一端霊山之別
修現無邊光
身亦勝法畫師
之肖像讃賛爲
書執筆至圓迎之間
復竄居讃州七
福寺親手刻勢
至之像藏偈
有法然本地
身大勢至
菩薩之句
又熊野大
權現示門
人直聖
曰師勢
至之化身
也等詳出
于傳
如賀
希因
南堂
本堂

置れた清月老松とてしく崇地の荒む春寂こゝろかい〻く
文治三年未春三月浄土の元祖法然上人御齢五十五歳
のゝ〻れ然野三所巡礼へ未亀あるゝ〻れけれにきえん
あ〻せらを將〻く錫杖ぐめるひ〻れふは御冷水村にて人の
猟師あり豆い亀の川あく〻鱗を漁〻後〻山に入〻諸殺こ
將〻世に流るゝ女房こゝをみこゝを深く殺きてこゝめを水ども
こゝを用いざらうゝ水そゝ流れ汚俗の苦うたまゝ〻に成きこく
上人よむこゝ多の罪業ふうきこを懺悔〻未來こたゝこゝうん
こゝを願〻上人〻こゝ〻ふ〻ぶ〻め〻先智圓紀五陸三從
の女人までもこゝを泥陀の本願を成入〻名號をおこたらば
悔をへ仏のゝ人の中を將れ〻て極楽乃飛陸も忽消滅し
西方浄土へこゝんこゝ仏の結ある〻きと動る法の教こゝく
日高ふ念仏〻〻ゆへ〻こゝ合掌〻て後〻ゆ夫もこゝきを

懺悔〻〻亀の川〻多を流ゆ〻空〻〻こゝゆ今ふ古松一本
塚のこゝ〻にあり〻〻ぶ〻こゝ〻ふ〻ふ〻當寺仏再建〻二雪
春秋時〻の日い今に日想観修法の念仏怠慢ゝ〻〻ふ
大阪舊蹟乃一負乃
如來山運臺院九品寺
九品寺村にあり浄土宗西流法然門下の学問所にて弘法大師作
彼の峯
別院村西つ峯にあり〻〻ここに王村
野上山別院金剛遍寺
日村にあり
服士 地国天 清門作 大阪堂 弘法大師作
西国三十三所巡礼の系四十七番にて西国三十三所巡礼の系四十七番
号山寺い古刹あり〻〻を天竺の清いワづの文殊維摩ら
居の比〻〻十劫仏ゝ〻ら〻を出ら〻を巻て深会ゝと
やゝ〻ら月に和〻〻偽厨子入寂莫〻ら鐘ゝ乃音
巻楼仏避〻〻三来と〻〻あゝた彩岳の日ゝげ長閑ゝて

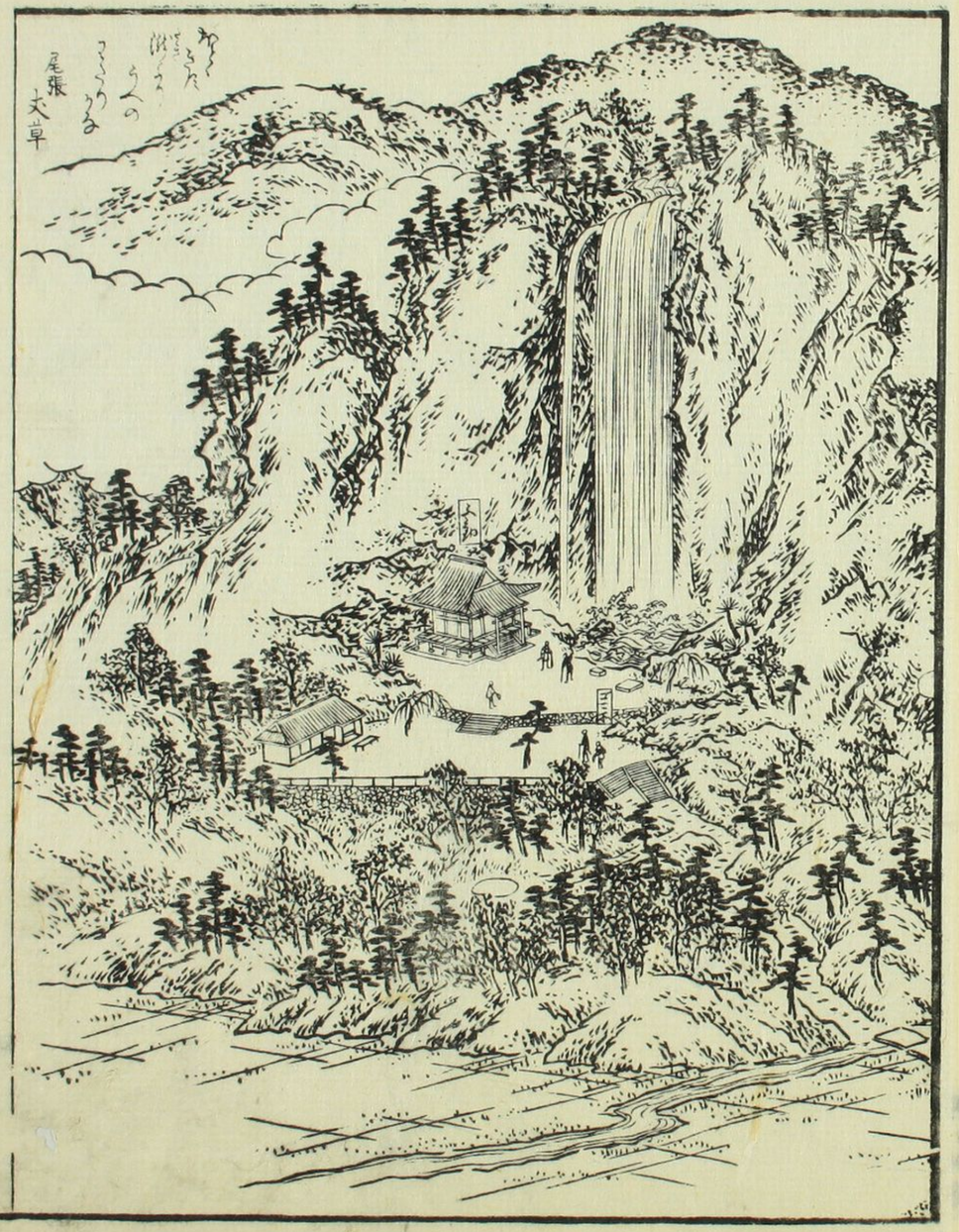

孟子不動

清暑瀑

飛瀑落山巔。
巖巖推爲雪。
忽被天風飄。
掃却人間熱。

山根清

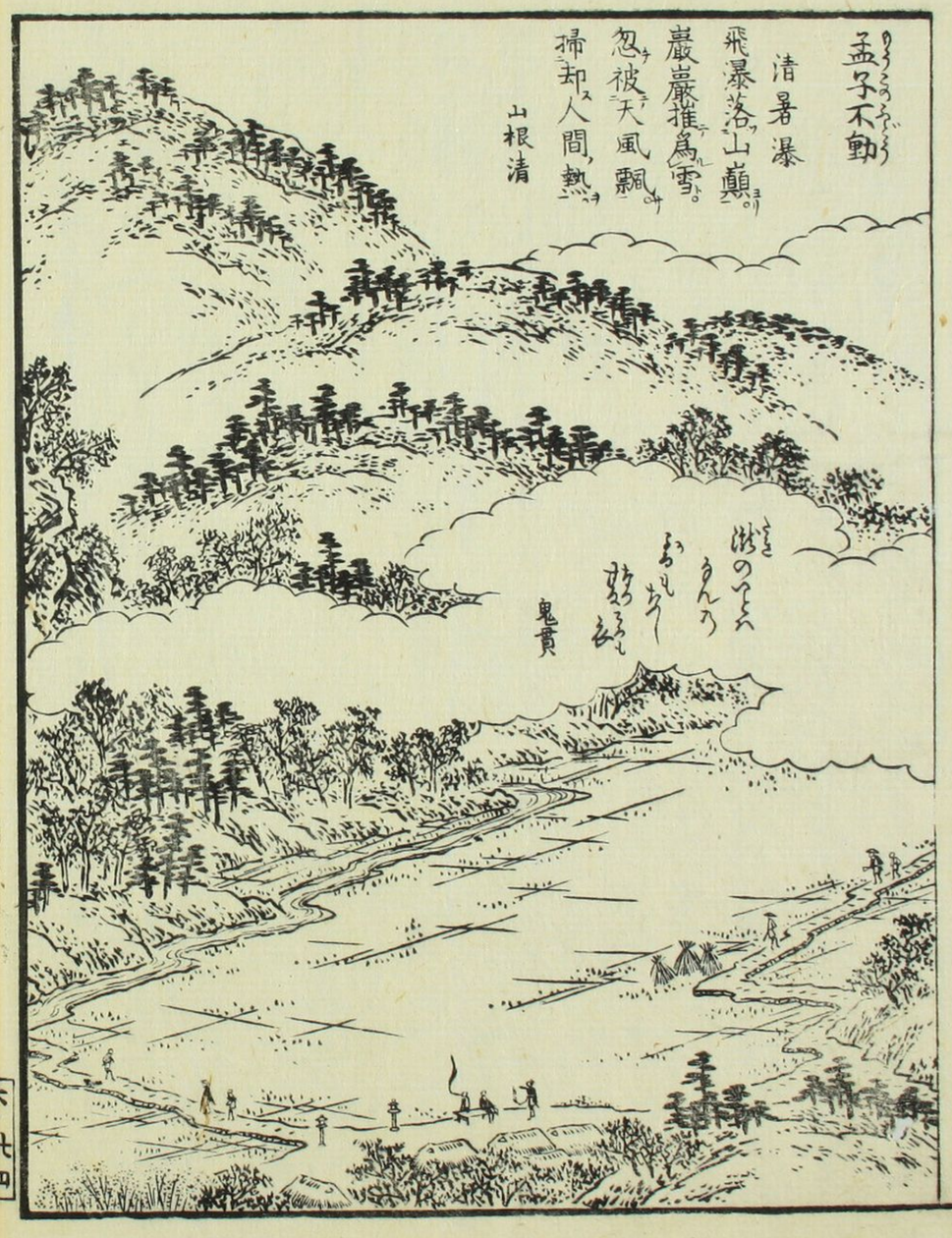

十住心の花の匂いあざやかなり弘仁年中弘法大師開闢を
なげいたまふ此地湍雲漠々として立昇るこれ霊場也
とて梵宇伽藍を造立し號く野上寺とふなわち当寺法
生土神八幡宮の御本地仏なり別院の名あり本尊大
悲観音地獄道の三障消滅し給ふ霊験新たなり
[illegible]不動院那智寺
本尊石像不動明王
[illegible]仁年中紀室海諸国巡錫の[illegible]
仏法大師の作　当山[illegible]
長三尺四寸
此院の[illegible]国家平安の祈願一七日修行し
なまなかの不思議やなり上人[illegible]
写させし仏像[illegible]威相凛々[illegible]勝の尊像にして
大盗石上[illegible]る此尊像上人遠く其[illegible]
[illegible]巌石屏々として泉の契岩よりたゝふく落る蒼樹
菊芳々[illegible]陰涼如[illegible]毛骨悚然として近づきがたし

國主神社　国主村にあり貴志庄十四ヶ村の生土神　祀神三座正殿大国主命
相殿　左　天忍穂耳大神　右　[illegible]大命
当社御鎮座いつもの久遠にして其始めはたゞ[illegible]中興
遥孫天皇神武を感得なまなか御勅願にて弘仁九年
の御造営なり其後天皇遥に[illegible]を尊てめぐさし給ふ社
紀幸なりしかなまひ常磐堅磐の岩の末の栄として清
手だれ[illegible]格を植させ給ふ今社なり神木[illegible]称するものこれ
まさに其後[illegible]天長三年天下大旱せしかば昇
麦社の幸祭の勅使をくだし給ひ西の[illegible]紀ノセ
[illegible]の築[illegible]天[illegible]に社[illegible]の深淵潭[illegible]
[illegible]神水[illegible]
[illegible]雨を鳴[illegible]
[illegible]雨降り四海の潤沢を蒙[illegible]
[illegible]代の[illegible]他に異なり社中清[illegible]上皇

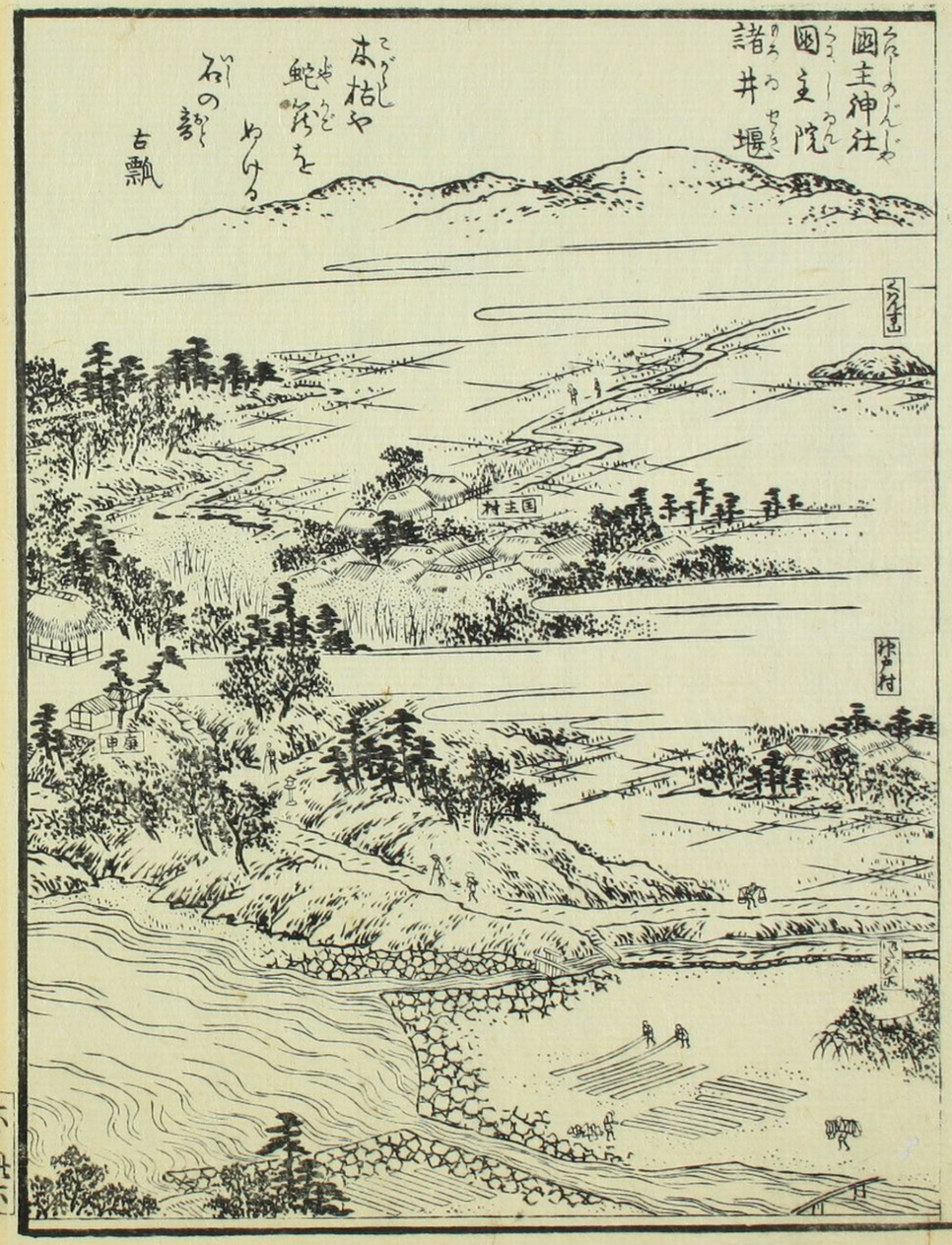
國主神社
國主院
諸井堰
本枯や
蛇穴を
めける
石の音
古瓢
国主村
神戸村
申屋

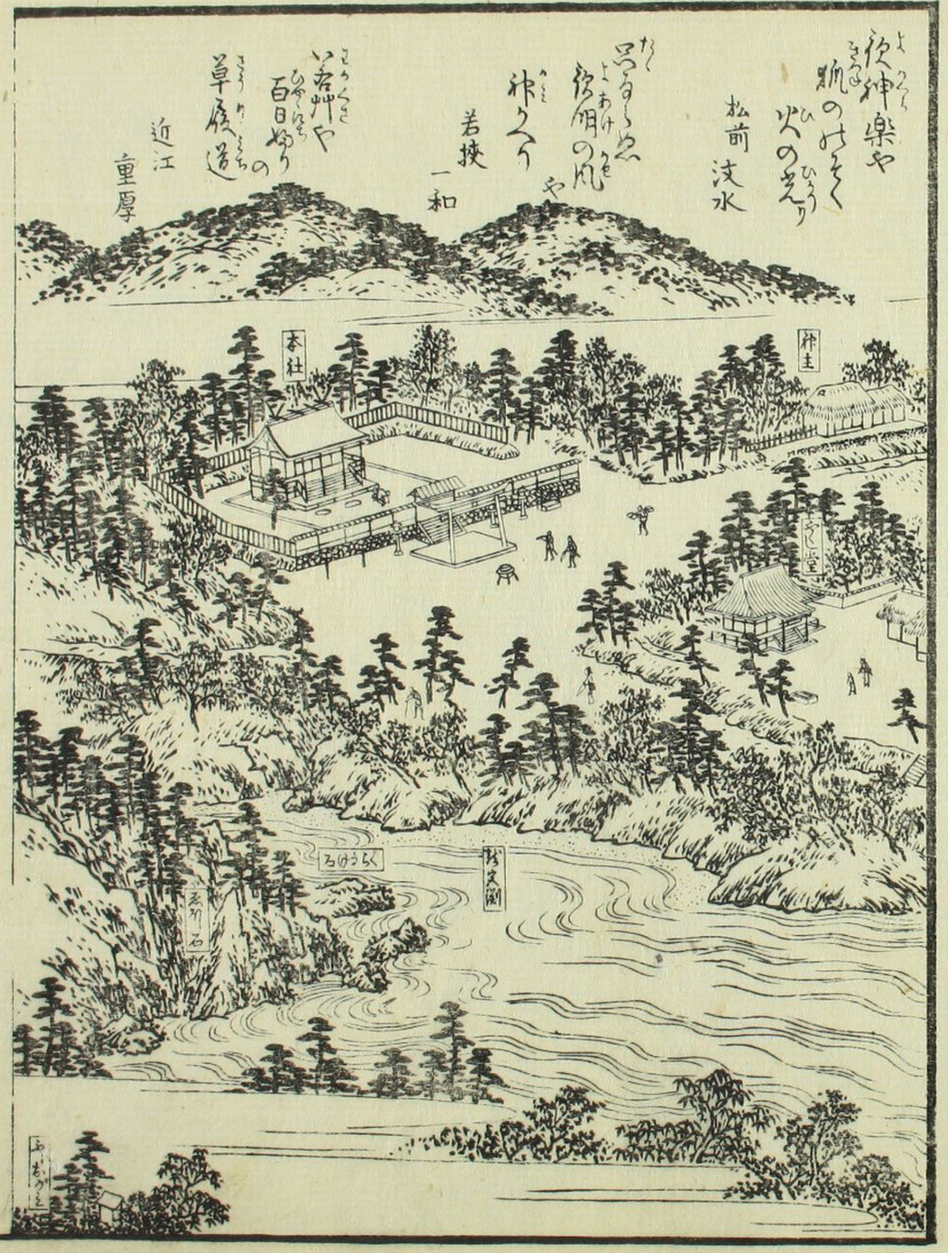
夜神楽や
鼎のはなく
火のえり
松前 汶水
夜明の風
神くら
若狭
一和
いで湯や
百日ゆり
草履道
近江
重厚
本社
神主
くら屋
ろのうらく
長刀石
松文閣

然野三山御幸のれ〜風與と寄ぱらし建久の比右幕下頼
朝々社頭再建の下知ありく同六年大〜荘厳と盡して上棟
おろ東鑑よ出志のくあ〜に神領寄すと寄附をるかくたつに寄く
ま七〜神社の皇霊よ寄ぜ寄田のちゝひ〜いひ寄ぐ〜
天宮のたゝめ織田寄の金にうく神領氏没収ちうと足も
さぶらうたる岩石も今ら信よ神ぐびく立所ぐ足もあ〜いとう
深淵 国主神社のたゝれ〜これ祟を神ぐ
世間へ知ぬ人多氏半志のたゝ紋〜人多氏半志のたゝ
[illegible]
[illegible]
人分のたゝ〜〜〜ろにあ〜ん〜
鳥帽子岩 鞍掛岩 諸井堰 [illegible]の下よりあり世俗堰と
[illegible]
[illegible]
[illegible]

國主大明神ゑんぎ
大飯ゑんぎ
釜ばらもち
あって握つて
大飯ゑん
とく
洛度水

年比やくれのこれはひ[illegible]
[illegible]上川の辺より先小[illegible]村より奉る[illegible]
[illegible]
生[illegible]
[illegible]
[illegible]

世俗伝ふるこの世に生れて人間の
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

勝王山國主院薬師寺

日ホンゴウ　[illegible]

持佛堂

[illegible]

神戸

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

王子が岑　日村より十丁ばかり山脈なり半腹より陵まの大門居まず村よりあり[illegible]

[illegible]

[illegible]

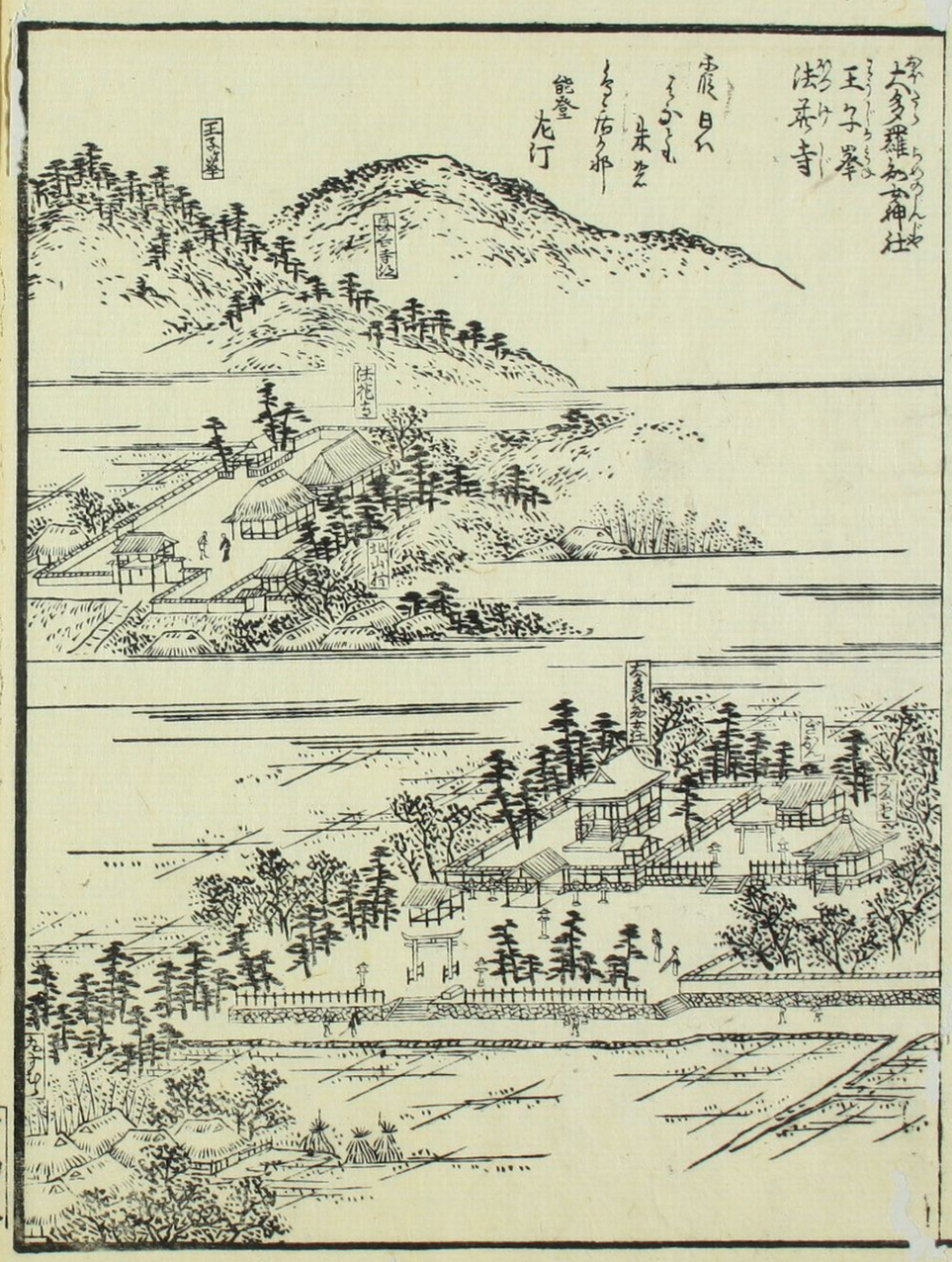

大おろち木ぐさのおろち時赤く血の色のごゝ生古い色深白
ひおろうろう岩屋所より出蛛蛛あつく人を取囚てくらの帝
より勅とくごゝなるひゝく岩屋退治なるゞ其血すゑいち
白岩を織しゝ人より其色紅色血色ちうちまこども
生古の白岩谷とゝろの名ゝゝゝゝ山谷の名ある峯
に巖あり其巖より方五六尺ばかりなる穴あり穴さ
ゝゝ岩屋山谷に鬼魅妖怪を企ゝ人を
威しゝ物と奪城氏獅子丸蛛蛛とゝ世所者のうさ
ゝゝ山ゝ貴志郷の里村野上の峯々と眺岸の景色
ゝゝゝゝ重山峯々ゝゝゝ波浪のど
牧十の白岩あるひゝ見又いゝ五見だうゝゝ谷の頂より
ゆゝくまゝゝ水ゝ林泉のゝゝ其間ゝ流るゝ水ゝ
かゝる凡色地ゝあるべくゝも岩ゝ人ゝ人ゝ蛛血石

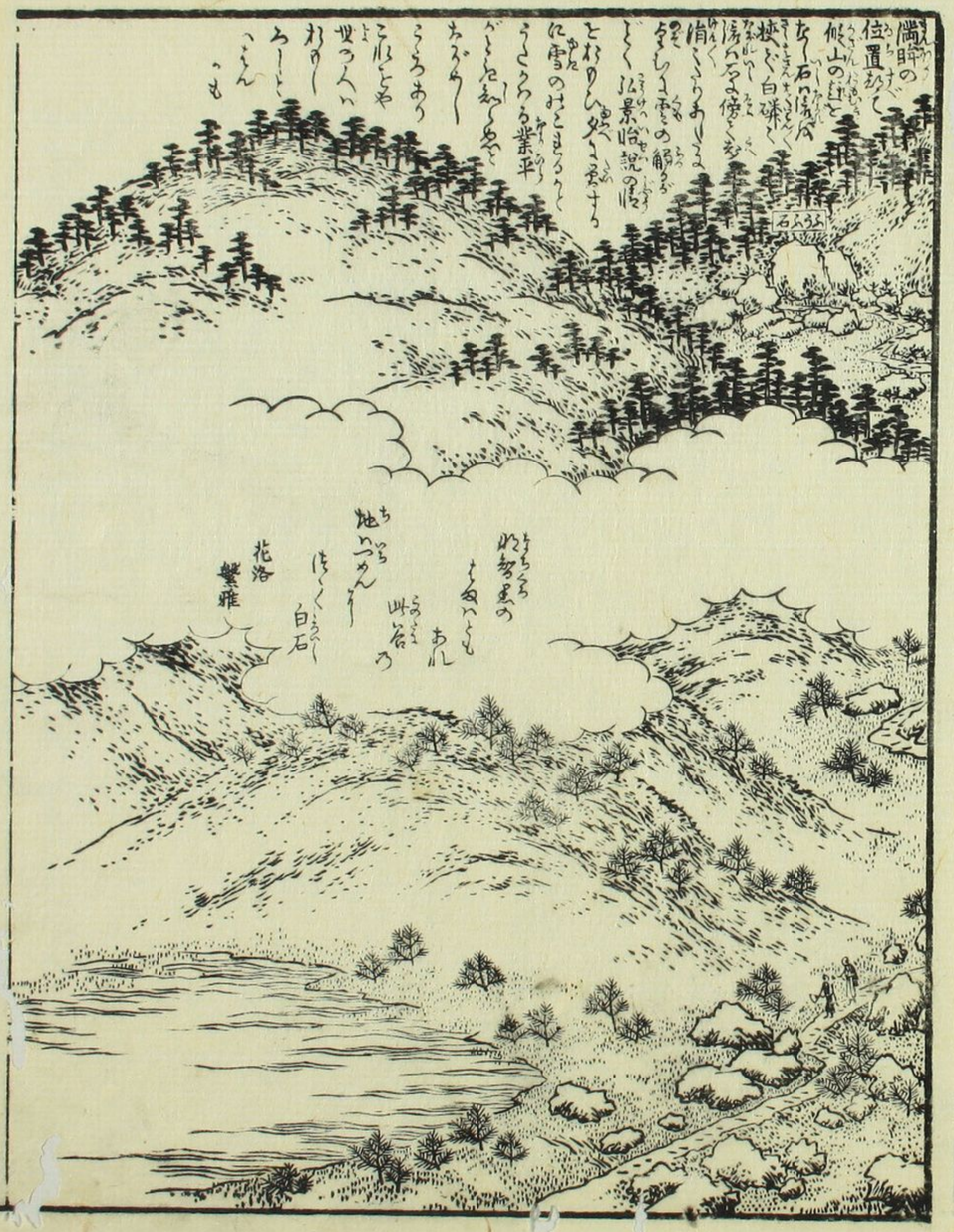
白石
花洛
繁雅

いひつたへ伝會の話ふるんそのたいを白石うつ〜金くが
を苔たり其性終くにようくあるひい黒く光んあかく
そびえるもあり域内のつ奇絶とつべ〜

[illegible]

富縣波嗚丘岬。有新城戸畔者。又和瑞坂下有呂勢祝者。脛見長西丘岬。
有猪祝者此三處土蜘蛛。並特其勇力。不肯來庭。天皇乃分遣偏師。
誅滅。又高尾張邑有土蜘蛛其為人也。躯短而手足長。与侏儒相類。皇師結葛網而掩襲。縛之。
曰。速津媛。為一處之長。其聞天皇車駕而自奉迎之。語言。茲山有大石窟。
窟。日臥石窟。二土蜘蛛住其石窟。一日青二日白。又女人。直入縣祇野。有二
土蜘蛛一曰打猨。二曰田。三曰國摩侶。是五人。並其為人強。亦無類多。
皆曰不從皇命。云云。又同市
蛟蛛津。嫗。烏。又神功巻之自高來縣渡玉杵名邑時。殺其魁之土
物語。昔五日。詔日本磐余彦天皇。詔。四年紀州名草郡高雄村。
[illegible]

[illegible]

[illegible]

蓮花八幡宮

落葉

葉葉紛爭下
山園積幾重
總令三經斷
何處駐人蹤

服元雄

小屋乃
名ゝ落分く
ゝ
丈竹

紀伊國貴志荘八幡宮領蓮華宮村別當職兼油田事任
相傳神貴次郎法傳領掌不可有相違之狀如件

従四位上行左京權大夫兼右羅朝臣
在判

明德二年十一月廿日

亀淵池

日村より山七町ばかり山の半腹にあり此池の中に小岩あり

冊生神社

西山村にあり紀伊二座冊生神社毎年祭礼日元亀三年卯月廿三日
二品親王任助とあり[illegible]仁和寺[illegible]號歳[illegible]室[illegible]

五山谷川

小原の西山の麓より出る志川に合流[illegible]四十餘町にして
九栖村と[illegible]

左刀洗の井

長原村小西之町[illegible]陸川の端にあり[illegible]大日年中田村[illegible]軍
土蜘蛛を退治[illegible]
山峰村にあり

言宗

太平山藏王寺

[illegible]村上皇帝の[illegible]天慶三年[illegible]
[illegible]の開基供養の[illegible]
[illegible]崔天皇の[illegible]
[illegible]二世の[illegible]
[illegible]

藏王權現

[illegible]
[illegible]
[illegible]

箱山

絵が淵

石手

中州

岩手渡に

竹林行啟畫古渡接人家潭影籠深翠山光帶落

霞觀魚停船掉數雎亦清沙更有超然趣朗吟興

特加

宮堰水　閑ヒ日村の

相伝人住昔神霊鮑こ紀こ年公令く草来と雑除た堰水

を疏鑿しなまへこの其年の只ちこく川中二丈一尺只ち

こちり毎年初夏に日赤国名両大神と所御ちこてまる

神い日前宮の神輿のこちり　ちこ所めこ紀こく小門をこちこの堰伝也

浮い国名宮の神輿ろうちり　ちこ所

夫ちこて紀の川ちと堰入こちこいろる旱魃れもこの堰水

潤ちるる　牧ちる天の田地を賞人の用溝ちこたよ小亨四

年六月ヨ丹堰水の浮論あり日赤宮国造ちと和佐荘ろ

地頭織とすでた矛論れおちる共搭の佐栗栖の佐堰水の

中ちるこく丹堰水とりちこ本先規ちこきよちり城主

畠山の家臣松浦紀伊国縁ちこ逃て小浦和須ちこちり

紀伊国名處圖繪巻之六上終